

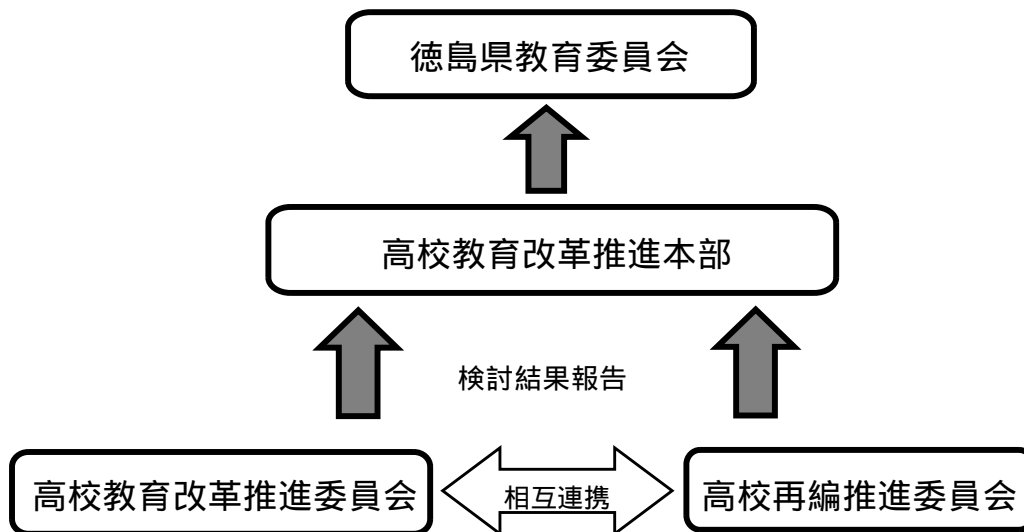
## 平成19年度 高校教育改革推進組織について

## 1. 推進組織の役割

- (1) 徳島県高校教育改革推進本部  
徳島県高校教育改革推進計画に基づき、高校教育改革の推進を図るため、全体的な進捗管理や各高校に共通する事項などを中心に協議する。
- (2) 徳島県高校教育改革推進委員会  
徳島県高校教育改革推進計画に基づき、高校教育改革の推進を図ることを目的とし、学校との密接な連携のなかで共通事項などを中心に協議し、推進本部に報告する。
- (3) 徳島県高校再編推進委員会  
高校再編方針に基づき、高校再編の推進を図る上で、再編の対象となる高校に共通した事項について協議し、推進本部に報告する。

## 2. 組織体制

- (1) 徳島県高校教育改革推進本部  
・本部長：教育長  
・副本部長：教育次長，教育参事  
・本部長：本庁各課長，総合教育センター所長  
県立学校長（代表）：高等学校長協会長  
（徳島県高校再編推進委員会委員長兼務）  
徳島県高校教育改革推進委員会委員長
- (2) 徳島県高校教育改革推進委員会  
高等学校長協会長(1)，普通科部会長(1)，専門学科の学校長(3)，総合学科の学校長(1)，定時制通信制の学校長(1)，特別支援学校長(2)
- (3) 徳島県高校再編推進委員会  
高等学校長協会長(1)，再編の対象となる高校の長(12)



## 徳島県高校教育改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 徳島県高校教育改革推進計画に基づき、高校教育改革を推進するため、徳島県高校教育改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、高校教育改革推進施策の検討、連絡調整及び進行管理を行う。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、教育長をもって充てる。

3 副本部長は、教育次長、教育参事をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(推進委員会)

第6条 推進本部に、次に掲げる推進委員会を置く。

(1) 徳島県高校教育改革推進委員会

(2) 徳島県高校再編推進委員会

2 徳島県高校教育改革推進委員会は、高校教育改革の具体的施策の検討及び推進を図り、推進本部に報告する。

3 徳島県高校再編推進委員会は、高校再編方針を踏まえ、再編の対象となる高校に共通する事項について検討し、推進本部に報告する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、教育改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

本部員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
佐藤 勉	徳島県教育委員会教育長	本部長
豊井 泰雄	徳島県教育委員会教育次長	副本部長
福井 清二	徳島県教育委員会教育参事(教育改革・特別支援担当)	副本部長
日切 寛	徳島県教育委員会教育参事(学力向上・生徒指導担当)	副本部長
湯浅 利久	徳島県高等学校長協会長 (徳島県高校再編推進委員会委員長兼務)	
武知 公雄	徳島県高校教育改革推進委員会委員長	
蔵本 憲昭	徳島県教育委員会参事(教職員課長事務取扱)	
穂田 英夫	徳島県教育委員会参事(福利厚生課長事務取扱)	
楠目 聖	徳島県教育委員会教育総務課長	
原内 司	徳島県教育委員会教育改革課長	
天羽 俊夫	徳島県教育委員会学校政策課長	
渡部 荘三	徳島県教育委員会特別支援教育課長	
稲村 健一	徳島県教育委員会人権教育課長	
石井 博	徳島県教育委員会スポーツ健康課長	
吉田 晋一	徳島県教育委員会生涯学習政策課長	
下川 清	徳島県教育委員会文化財課長	
石川 好文	徳島県立総合教育センター所長	

## 徳島県高校教育改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島県高校教育改革推進本部設置要綱に基づき、徳島県高校教育改革推進委員会(以下「改革推進委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 改革推進委員会は、徳島県高校教育改革推進計画に基づき、高校教育改革の推進を図ることを目的とする。

### (検討事項及び報告)

第3条 改革推進委員会は、前条の目的の実現に向けた具体策の検討を行い、徳島県高校教育改革推進本部に報告する。

2 具体策の検討においては、徳島県高校再編推進委員会との相互連携を行うものとする。

### (組織)

第4条 改革推進委員会の委員は、県立学校長及び市立高校長のうちから高等学校長協会長の推薦に基づき、教育長が任命する。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

### (会議)

第5条 改革推進委員会の会議は、委員長が招集し、運営する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 改革推進委員会の庶務は、教育改革課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、改革推進委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

改革推進委員

氏 名	役 職 名	備 考
湯 浅 利 久	富岡西高等学校長	
武 知 公 雄	城北高等学校長	委 員 長
瀬 部 昌 秀	三好高等学校長	
多 田 繁 行	徳島工業高等学校長	
笹 倉 潤 次	美馬商業高等学校長	
岡 田 啓 二	新野高等学校長	
松 田 弘	徳島中央高等学校長	
蔭 山 久 代	板野養護学校長	
奥 浦 利 一	聾学校長	

## 徳島県高校再編推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島県高校教育改革推進本部設置要綱に基づき、徳島県高校再編推進委員会（以下「再編推進委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 再編推進委員会は、高校再編方針に基づき、高校再編の推進を図ることを目的とする。

### (検討事項及び報告)

第3条 再編推進委員会は、前条の目的の実現に向け、再編の対象となる高校に共通する事項について具体策の検討を行い、徳島県高校教育改革推進本部に報告する。  
2 具体策の検討においては、徳島県高校教育改革推進委員会との相互連携を行うものとする。

### (組織)

第4条 再編推進委員会の委員は、高等学校長協会長及び再編の対象となる高校の長をもって充てる。  
2 委員長は、委員の互選により決定する。

### (会議)

第5条 再編推進委員会の会議は、委員長が招集し、運営する。  
2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 再編推進委員会の庶務は、教育改革課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、再編推進委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

再編推進委員

氏 名	役 職 名	備 考
湯 浅 利 久	富 岡 西 高 等 学 校 長	委 員 長
青 木 隆 史	鳴 門 第 一 高 等 学 校 長	
長 谷 川 道 雄	鳴 門 工 業 高 等 学 校 長	
岩 瀬 一 裕	阿 南 工 業 高 等 学 校 長	
岡 田 啓 二	新 野 高 等 学 校 長	
福 岡 卓 一	鴨 島 商 業 高 等 学 校 長	
山 本 一 夫	阿 波 農 業 高 等 学 校 長	
笹 倉 潤 次	美 馬 商 業 高 等 学 校 長	
井 上 実	貞 光 工 業 高 等 学 校 長	
田 村 伸 代	辻 高 等 学 校 長	
瀬 部 昌 秀	三 好 高 等 学 校 長	
近 藤 辰 夫	勝 浦 高 等 学 校 長	
渡 部 俊 雄	那 賀 高 等 学 校 長	